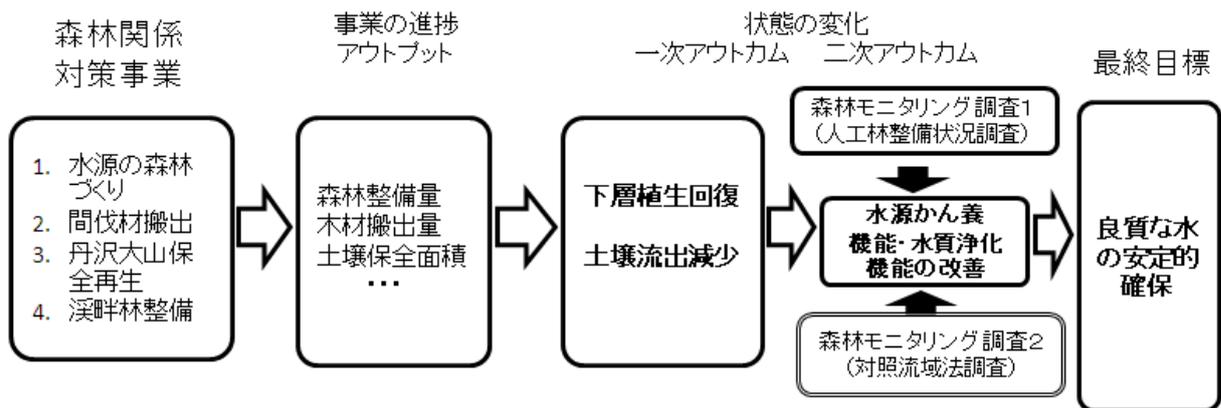


森林生態系調査の実施方法等について

1 現行の水源施策モニタリングの考え方

- ねらい：森林整備による水源かん養機能や水質浄化機能の向上を評価
- 着眼点：林床植生の発達による土壌保水能保全と土壌流出防止
 - ・事業実施箇所での下層植生の増加や土壌流出の抑制効果の定性・定量的評価（一次アウトカム）
 - ・事業実施による直接的な変化を水源かん養機能や水質浄化機能に結びつけるための「対照流域法調査：下層植生増加及び土壌流出抑制と水流出・水質との関係を定量的に把握」及び「人工林整備状況調査：空間分布を定量的に把握」（二次アウトカム）



2 森林生態系調査の位置付け等

- 水源環境保全・再生施策における森林生態系調査の位置付け
 - ※ 森林生態系調査を実施することについて、水源環境保全・再生事業の目的との整合性の観点から、対外的にどのように説明することが可能か。
- 調査を実施する必要性の確認
 - ※目的 ①施策・事業の実施効果を県民に分かりやすい形でPRすること。
 - ②順応的管理の考え方に基づき、施策・事業の見直しに資すること。
- 現行の各種モニタリング調査をベースとしながら、これまでの調査項目を検討の上で、必要となる森林生態的な項目を追加するなど、現行調査の調査項目を拡充して実施する方法とするか、または、現行調査とは全く別立てで、新規に調査を開始する方法とするか。

3 調査方法、内容等

- 調査対象。水源施策の効果を測る指標としてどのようなものが適当か。
- 具体的な調査方法（調査の項目、内容、対象エリア、期間、スケジュール）
- 調査結果の表し方。調査結果から、水源かん養機能や森林の整備状況の的確な検証が可能であることが求められる。

4 体制面

- 調査方針は施策調査専門委員会が作成する。
- 調査の基準や内容、実施方法等を検討し、作成する体制。
- 調査の実施体制。
- 調査に対する県民会議及び施策調査専門委員会の関わり方、県民参加のあり方